

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、大阪府における「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて」（平成 23 年 7 月 15 日から施行）に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川 尻無川左岸の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。

(2) 尻無川河川広場の位置づけ

尻無川河川広場は、大阪市大正区三軒家西の尻無川 JR 環状線橋梁上流左岸に位置し、木津川、道頓堀川及び尻無川の合流点に立地している。近隣には、京セラドーム大阪などの大型集客施設があり、また、市営地下鉄や市バス、JR や阪神の駅があることで、各ターミナル駅や都心部からのアクセスも抜群によいエリアとなっている。

こうした立地条件を活かし、当広場では、地域住民主体による水辺を活かした様々なイベントが行われるなど、1 年を通して非常に多くの人々が訪れ、賑わいを見せている。

さらに、尻無川河川広場は新たな水辺の賑わい拠点として、「大人の街」として水都大阪の発展を支える中之島エリアなどと水上交通により連携することで、水の回廊は一層その回遊性を高めるとともに、賑わい拠点と陸上交通との連動も生まれ、これまで以上に来訪者の流れが期待できる。

こうした状況を踏まえ、尻無川河川広場は今後とも水都大阪の拠点として期待される地域である。

(3) 指定年月日

平成 27 年 2 月 23 日

2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けすることができる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、日よけ、船上食事施設、突出看板、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記「尻無川河川広場の位置づけ」を踏まえて河川敷地の利用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

なお、当該区域において船着場、船舶係留施設もしくは船上食事施設等を設置する場合は、船舶の航行等に十分配慮するものとする。

4 区域の範囲

当該区域の範囲については、尻無川左岸の岩崎橋～岩松橋とする。

【尻無川河川広場エリア】

